

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号	
手続名	改善勧告に従わなかった場合における措置命令	根拠条項	第56条第6項	
処分基準	<p>措置命令は、社会福祉法第56条第4項の規定による改善勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>当該勧告に係る措置をとらなかったか否かについては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準 平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領 平成29年4月27日付け児企発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を指針として判断する。 			
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 No.